

議案第30号

宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年（2018年）2月14日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市環境衛生事務手数料条例（平成22年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までの規定中「それぞれ」を削る。

第5条中「それぞれ」を削り、同条第2号を次のように改める。

（2）宝塚市営霊園使用許可証又は宝塚市営霊園合葬式墓所使用許可証の書換え（宝塚市営霊園条例（平成29年条例第46号）第43条第2項の規定による書換えに限る。）又は再交付 1枚につき300円

第5条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。